

生企甲達第 1 0 5 号  
地 甲 達 第 1 1 3 号  
平成 1 5 年 1 2 月 1 5 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石 川 県 警 察 本 部 長

防犯ビデオカメラシステム運用要綱の制定について（通達）

防犯ビデオカメラシステムの運用に関する規程（平成 1 5 年石川県公安委員会規程第 4 号）の施行に伴い、同規程に基づく防犯ビデオカメラの管理、運用等に関し、別添のとおり「防犯ビデオカメラシステム運用要綱」を定め、平成 1 5 年 1 2 月 1 5 日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようされたい。

（防犯対策係 3 0 3 3）

# 防犯ビデオカメラシステム運用要綱

## 第1 目的

この要綱は、石川県警察が犯罪の予防及び捜査等のため、公共空間に設置する防犯ビデオカメラシステム（以下「カメラシステム」という。）の管理及び運用の方法等を定めることを目的とする。

## 第2 用語の定義等

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 カメラシステム 次の装置で構成するものをいう。
  - (1) 防犯カメラ
  - (2) モニター画面及びモニター画面操作機器で構成する装置（以下「受付装置」という。）
  - (3) 防犯カメラで撮影した映像（以下「映像」という。）を電磁的方法で媒体に記録及び再生する装置（以下「録画装置」という。）
  - (4) 防犯カメラ、受付装置及び録画装置を一体化するために付帯する機器等
- 2 データ 映像を電磁的方法で媒体に記録したものをいう。

## 第3 管理運用体制及び任務

- 1 生活安全部生活安全企画課長は、システム・データ管理責任者（以下「管理責任者」という。）として、次に掲げる任務に当たるものとする。
  - (1) カメラシステムの保守、管理及び運用に関すること。
  - (2) データの活用に関すること。
- 2 防犯カメラが設置された場所を管轄する警察署長をモニター運用責任者とし、モニター運用責任者は、夜間、休日にあつては、警察署の当直主任をモニター運用副責任者に指定することができる。
- 3 モニター運用責任者及びモニター運用副責任者（以下「モニター運用責任者等」という。）は、次に掲げる任務に当たるものとする。
  - (1) 受付装置の保守、管理及び運用に関すること。
  - (2) モニター業務に従事する者の指導に関すること。
  - (3) 防犯カメラ及び受付装置の点検に関すること。
  - (4) 受付装置及び録画装置設置場所の出入者の管理に関すること。
- 4 モニター運用責任者は、あらかじめモニター業務に従事する者を指定するとともに、指定した署員以外を当該業務に従事させてはならない。
- 5 モニター業務に従事する者は、モニター運用責任者等の指揮を受けてモニター画面の映像監視及びデータ検索を行うものとする。

なお、映像監視に当たってはモニター記録簿（別記様式第1号）に、データ検索に当たってはデータ検索簿（別記様式第2号）に記録し、モニター運用責任者等の決裁を受けるものとする。

- 6 管理責任者及びモニター運用責任者等は、カメラシステムの管理及び運用に当たっては、緊密な連携を保つものとする。

#### 第4 設置場所等

管理責任者は、防犯カメラの設置に当たっては、個人のプライバシーを不当に侵害しないよう配慮した場所を選定するとともに、設置区域内の見やすい場所に、同カメラが設置されていることを明示するものとする。

#### 第5 データの保存、活用

- 1 データの保存期間は1週間とする。ただし、特にデータの保存期間延長が必要と認められるときはこの限りでない。
- 2 特にデータの保存期間延長が必要な場合、警察本部内所属長又は警察署長は、データ保存延長依頼書（別記様式第3号）により管理責任者の承認を得なければならない。
- 3 データの活用が必要な場合、警察本部内所属長又は警察署長は、データ活用依頼書（別記様式第4号）により管理責任者の承認を得なければならない。
- 4 管理責任者は、データの活用又はデータの保存期間延長に当たっては、データ保存簿（別記様式第5号）を備え付け、施錠設備のある保管庫でデータを保存しなければならない。

#### 第6 データの消去

管理責任者は、活用が終了又は保存期間延長が終了したデータは速やかに消去するとともに、その日時をデータ活用依頼書、データ保存延長依頼書及びデータ保存簿に朱書きしなければならない。

#### 第7 情報の守秘

映像及びデータからの情報は、地方公務員法第34条第1項に規定する職務上知り得た秘密として取り扱うものとする。

#### 第8 報告

管理責任者は、第5の規定によるデータの活用状況を四半期ごとに石川県公安委員会に報告するものとする。

#### 第9 運用状況の公表

警察本部長は、カメラシステムの運用状況を、半年ごとに公表するものとする。

モ ニ タ ー 記 録 簿

署 長	副署長等	課 長	係 長

年 月 日 ( 曜 )	
モニター時間	時 分 ~ 時 分
オペレーター名	
(活用目的)	モニター運用責任者等の許可 年 月 日 印
(特記事項)	
モニター時間	時 分 ~ 時 分
オペレーター名	
(活用目的)	モニター運用責任者等の許可 年 月 日 印
(特記事項)	

別記様式第2号

署長	副署長等	課長	係長

データ検索簿

年 月 日 ( 曜 )

		モニター運用責任者等の許可		年 月 日	
				印	
検 索 者	係	勤 務	階 級 ( 職 )	氏 名	
				印	
-----		-----		-----	
検 索 依 頼 者		階 級 氏 名	課・警察署		係
検 索 依 頼 時 間		時 分	電 話		
依 頼 理 由		時 分	捜 査 ( 理由 )		
検 索 の 許 諾		捜 査 ( 理由 )	その他 ( )		
検 索 の 結 果		検挙の端緒となった。 事後捜査の資料となった。 録画なし その他 ( )			
特 記 事 項					

別記様式第3号

生活安全企画課					依頼所属		
課長	次席	調査官	補佐	係長	所属長	副署長等	補佐

データ保存延長依頼書

依頼所 属	活用依頼 責任者	警察署(課)長		担当者	
		階級	氏名	電話番	印
	保存の目的				
	保存するデータ内容	年月日時	年 月 日 時 分頃	~	年 月 日 時 分頃
		場 所			
	保存希望期限	年 月 日まで			
生活安全 企画課	受付番号、年月日	第 号	年 月 日		
	受理担当者				
	検討結果	承認	年 月 日まで保存		
		拒否	理由		
	保存開始日	年 月 日	担当者		
	保存媒体	HDD DVD CDR(W) MO その他( )			
特記事項					
	データ消去年月日	年 月 日	確認者	印	

別記様式第4号

生活安全企画課					依頼所属		
課長	次席	調査官	補佐	係長	所属長	副署長等	補佐

データ活用依頼書

依頼所屬	活用依頼責任者	警察署(課)長		担当者	
		階級	氏名	電話番号	印
	事案の概要				
	活用の理由				
	活用するデータ内容	年月日時	年 月 日 時 分頃	~	年 月 日 時 分頃
	場所				
	受領希望年月日	年 月 日			
生活安全企画課	受付番号、年月日	第 号 年 月 日			
	受理担当者				
	検討結果	承認	理由	)	
		拒否			
	立会者				
	交付年月日	年 月 日			
	受領相手先	所属	係		
	階級				
	氏名	(電話 )			
出力媒体	HDD DVD CDR(W) MO その他( )				
特記事項					
	データ消去年月日	年 月 日	確認者	印	
石川県公安委員会への報告		年 月 日	確認者		

別記様式第5号

データ保存簿

録 画				消 去			
課 長	次 席	調 査 官	補 佐	課 長	次 席	調 査 官	補 佐
受付 番号  第  号	項 目		内 容				
	録画開始の年月日時		年	月	日	時	分頃
	録画終了の "		年	月	日	時	分頃
	保存開始日		年	月	日		
	保存開始確認者		階級	氏名			印
	特 記 事 項						
	消 去 年 月 日 時		年	月	日	午前・後	時 分頃
消 去 実 施 者		階級	氏名			印	

録 画				消 去			
課 長	次 席	調 査 官	補 佐	課 長	次 席	調 査 官	補 佐
受付 番号  第  号	項 目		内 容				
	録画開始の年月日時		年	月	日	時	分頃
	録画終了の "		年	月	日	時	分頃
	保存開始日		年	月	日		
	保存開始確認者		階級	氏名			印
	特 記 事 項						
	消 去 年 月 日 時		年	月	日	午前・後	時 分頃
消 去 実 施 者		階級	氏名			印	